

おくやみハンドブック

北本市



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

北本市では、ご家族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めて頂けるようハンドブックを作成いたしました。

このハンドブックが、ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

ご不明な点がございましたら、担当窓口までお問い合わせください。

北本市役所 048-591-1111 (代表)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

事前準備について

北本市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1 持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。



STEP 2 委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。



STEP 3 各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。



STEP 4 ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、北本市役所の各担当部署へお越しください。

開庁日時：平日（年末年始を除く）午前8時30分～午後5時15分



来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- 認印（※相続人代表及び喪主）
- 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳、年金証書または基礎年金番号通知書等）
- 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証
※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証
※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）
※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。
 - ・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状など）
- 介護保険被保険者証
- 医療福祉費受給者証（マル福）
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

本人確認書類について

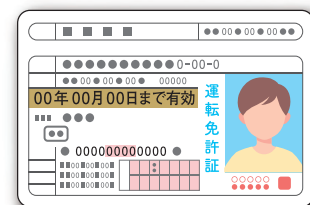
- 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など

- 2点で本人確認できる書類

健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨 	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (26 ページ参照) ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認 	<ul style="list-style-type: none"> (27・28 ページ参照)
4ヶ月以内			<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告 (28 ページ参照)
10ヶ月以内		<ul style="list-style-type: none"> ○遺産分割協議 (28 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など 	<ul style="list-style-type: none"> ○相続税の申告 (28 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> ○一周忌 	<ul style="list-style-type: none"> ○遺留分侵害額請求 	

北本市で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

MEMO

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

区分	亡くなられた方について	☑	手続き内容	担当課	詳細ページ
死亡届 火葬許可	これから死亡届を行うとき	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 死亡届の提出 火葬許可の申請 	市民課	P7
住民 登録等	3人以上世帯の世帯主だった方	<input type="checkbox"/>	世帯主の変更		P8
	印鑑登録をされていた方	<input type="checkbox"/>	印鑑登録証の返納		
健康保険	住民基本台帳カード、マイナンバーカード、マイナンバー通知カードをお持ちだった方	<input type="checkbox"/>	返却の必要はありません	保険年金課	P9
	国民健康保険の被保険者だった方	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 各種証の返納 葬祭費の支給申請 高額療養費の振込口座の変更 世帯主の変更 		
年金	後期高齢者医療制度の被保険者だった方	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 各種証の返納 葬祭費の支給申請 高額療養費の振込口座の変更 	大宮年金事務所 市役所 保険年金課	P10
	国民年金被保険者、各種の年金を受給していた方	<input type="checkbox"/>	亡くなられた方の年金の加入状況等により、各々手続きが異なりますので、お問い合わせください。		P11
介護保険	65歳以上または介護認定を受けていた方	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 各種証の返還 通知等送付先・還付等振込口座の確認 	高齢介護課	P12
高齢者福祉	高齢者福祉サービスを受けていた方(緊急時通報システム、配食、紙おむつ、訪問介護サービス助成、介護者手当など)	<input type="checkbox"/>	各種サービスの利用中止の連絡		
税金	固定資産税を納めていた方	<input type="checkbox"/>	相続人代表者の指定	税務課	P13
	未登記家屋を所有していた方	<input type="checkbox"/>	未登記家屋の名義変更		
	口座振替で納税していた方	<input type="checkbox"/>	口座振替の廃止・変更		P14
	現在の納付状況、今後の納付について相談したい方	<input type="checkbox"/>	納税に関する相談		

区分	亡くなられた方について	<input checked="" type="checkbox"/>	手続き内容	担当課	詳細ページ
バイク・ 小型特殊	原付バイク(125cc以下)、 小型特殊自動車(トラクターなど)を 所有していた方	<input type="checkbox"/>	名義変更・ 廃車の手続き	税務課	P15
障がい 福祉	身体障害者手帳、療育手帳、精神障 害者保健福祉手帳をお持ちだった方	<input type="checkbox"/>	各種障害者手帳の返納	障がい 福祉課	P16
	特別障害者手当、障害児福祉手当、 経過的福祉手当、在宅重度心身障害 者手当を受給していた方	<input type="checkbox"/>	資格内容等変更届の 提出など		
	自立支援医療(更生医療、育成医療、 精神通院医療)の受給者証をお持ち だった方	<input type="checkbox"/>	受給者証の返納		
	特別児童扶養手当の受給資格者 または支給対象児童だった方	<input type="checkbox"/>	資格喪失届の提出など		P17
	重度心身障害の医療費助成を受けて いた方	<input type="checkbox"/>	資格内容等 変更届の提出		P18
	埼玉県心身障害者扶養共済制度の加 入者または給付対象障害者だった方	<input type="checkbox"/>	各種請求書の提出		
子育て 支援	児童手当等を受給されていた方	<input type="checkbox"/>	・未支払児童手当請求 書の提出 ・認定請求書の提出 ・受給事由消滅届または 額改定届の提出	子育て支援課	P19
	こども医療費を受給されていた方	<input type="checkbox"/>	・受給資格証の返却 ・変更(消滅)届の提出		
	ひとり親家庭等医療費を受給されて いた方	<input type="checkbox"/>	・受給者証の返却 ・変更(消滅)届の提出		P20
	児童扶養手当を受給されていた方	<input type="checkbox"/>	・受給者死亡届・ 手当請求書の提出 ・証書の返却 ・資格喪失届または 額改定届の提出		
ペット (犬)	犬を飼っていた方	<input type="checkbox"/>	犬の登録事項変更届 (飼い主の変更)の提出	環境課	P21
農地	農地を相続された方	<input type="checkbox"/>	相続により農地を取得 した旨の届出	農業委員会 事務局	
その他	デマンドバスの登録をされていた方	<input type="checkbox"/>	廃止の手続き	くらし安全課	P22

1. 死亡届 火葬許可

これから死亡届を行うとき

手続き 死亡届の提出、火葬許可の申請

手続き詳細	期 限
火葬がお済みの場合は、すでにこの手続きは完了しています。	死亡を知った日から 7日以内
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 死亡届書 (医師の死亡診断書または死体検案書が添付されているもの)	市民課 ☎ 048-594-5528

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

2. 住民登録等

3人以上世帯の世帯主だった方

手続き 世帯主の変更

手続き詳細	期 限
故人が3人以上の世帯の世帯主であった場合、次の世帯主をどなたにされるかお申し出ください。	死亡届出後、早めにお申し出ください。
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 窓口に来た方の本人確認書類	市民課 ☎ 048-594-5528

印鑑登録をされていた方

手続き 印鑑登録証(カード)の返納

手続き詳細	期 限
故人が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証(カード)は無効となりますので、返納または破棄してください。	なし
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証(カード)	市民課 ☎ 048-594-5528

住民基本台帳カード、マイナンバーカード、マイナンバー通知カードをお持ちだった方

手続き 返却の必要はありません。

手続き詳細	期 限
今後の各種手続きにおいて、マイナンバーが必要になる場合がありますので、状況に応じて保管してください。	なし
	問い合わせ先
	市民課 ☎ 048-594-5528

3. 健康保険

国民健康保険の被保険者だった方

手続き 国民健康保険の手続き

手続き詳細	期 限
<p>故人が国民健康保険に加入していた場合は、被保険者証をお返しく下さい。</p> <p>葬祭執行者（喪主）の方は、葬祭費の支給申請ができます。</p> <p>故人が世帯主で、同じ世帯に国民健康保険の被保険者がいる場合は、被保険者証の世帯主変更が必要です。</p>	<p>【葬祭費の支給申請】 葬祭を行った日の翌日から2年以内</p> <p>【その他の手続き】 早めに手続きをしてください。</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>【各種証の返納】</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 故人の国民健康保険被保険者証<input type="checkbox"/> 限度額適用認定証、特定疾病療養受領証（お持ちの方のみ） <p>【葬祭費の支給申請】</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 葬祭を行ったこと及び葬祭執行者（喪主）氏名を確認できる書類（会葬礼状または葬祭費用の領収書）※ 会葬礼状や葬祭費用の領収書は、原本を確認し、コピーを取ってお返しします。<input type="checkbox"/> 葬祭執行者（喪主）の預金通帳※ 振込先が葬祭執行者（喪主）でない場合は、委任状が必要になります。<input type="checkbox"/> 葬祭執行者（喪主）の身分証明書（写し可） <p>【高額療養費の振込口座の変更】</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 相続人代表者の口座のわかるもの <p>【世帯主の変更】</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 同じ世帯の方の国民健康保険証（世帯主変更の場合のみ）	<p>保険年金課 ☎ 048-594-5541</p>

MEMO

後期高齢者医療制度の被保険者だった方

手続き 後期高齢者医療制度の手続き

手続き詳細	期 限
<p>故人が後期高齢者医療制度に加入していた場合は、被保険者証をお返しくください。</p> <p>葬祭執行者（喪主）の方は、葬祭費の支給申請ができます。</p> <p>葬祭費の支給申請の際に、あわせて資格喪失届の手続きをしてください。</p>	<p>【葬祭費の支給申請】 葬祭を行った日の翌日から2年以内</p> <p>【その他の手続き】 早めに手続きをしてください。</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>【各種証の返納】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 故人の後期高齢者医療被保険証 <input type="checkbox"/> 限度額適用認定証、特定疾病療養受領証（お持ちの方のみ） <p>【葬祭費の支給申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 葬祭を行ったこと及び葬祭執行者（喪主）氏名を確認できる書類（会葬礼状または葬祭費用の領収書） ※ 会葬礼状や葬祭費用の領収書は、原本を確認し、コピーを取ってお返しします。 <input type="checkbox"/> 葬祭執行者（喪主）の口座のわかるもの ※ 振込先が葬祭執行者（喪主）でない場合は、委任状が必要になります。 <input type="checkbox"/> 葬祭執行者（喪主）の印鑑（認印） <p>【高額療養費の振込口座の変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 相続人代表者の口座のわかるもの <input type="checkbox"/> 相続人代表者の印鑑（認印） ※ 印鑑は使用しない場合があります。 	<p>保険年金課 ☎ 048-594-5542</p>

MEMO

4. 年金

国民年金被保険者、各種の年金を受給していた方

手続き 年金の手続き

手続き詳細	期 限
<p>故人が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方などの基礎年金番号が分かるものを準備の上、お問い合わせください。</p> <p>※受給していた年金が、老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害者基礎年金、寡婦年金、特別障害給付金のみの場合は、市役所へお問い合わせください。</p>	<p>早めに手続きをしてください。</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 右記受付窓口にお問い合わせください。</p>	<p>大宮年金事務所 ☎ 048-652-3399 市役所保険年金課 ☎ 048-594-5543</p>

MEMO

5. 介護保険

65歳以上または介護認定を受けていた方

手続き 介護保険の手続き

手続き詳細	期 限
故人が65歳以上または要介護認定を受けていた場合は、介護保険被保険者証をお返してください。 後日、保険料変更通知等を送付する場合がありますので、送付先、還付先口座の届出をしてください。	早めに手続きをしてください。
必要なもの	問い合わせ先
【各種証の返還】 <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証（お持ちの方のみ） <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証（お持ちの方のみ） 【通知など送付先・還付など振込口座の確認】 <input type="checkbox"/> 相続人代表者の口座のわかるもの	高齢介護課 ☎ 048-594-5540

6. 高齢者福祉

高齢者福祉サービスを受けていた方

（緊急時通報システム、配食、紙おむつ、訪問介護サービス助成、介護者手当など）

手続き 各種サービスの利用中止の連絡

手続き詳細	期 限
故人が高齢者福祉サービスを受けていた場合、電話または窓口にて利用中止の連絡をしてください。 なお、配食サービスでは、配食事業者にも中止の連絡をしてください。	早めにご連絡ください。
	問い合わせ先
	高齢介護課 ☎ 048-594-5539

MEMO

7. 税金

固定資産税を納めていた方

手続き 相続人代表者の指定

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方に固定資産税が課税されている場合、納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。</p> <p>相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。</p> <p>※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。税務課までご連絡ください。</p>	相当な期間(概ね3か月)
必要なもの	問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 相続人代表者となる方の本人確認書類<input type="checkbox"/> 相続人代表者指定届(窓口、市ホームページで配布)<input type="checkbox"/> 相続人であることが分かる戸籍謄本などの書類(相続人全員分)<input type="checkbox"/> 遺産分割協議書(遺産分割協議が終わっている場合のみ)	税務課 固定資産税担当 ☎ 048-594-5519

未登記家屋を所有していた方

手続き 未登記家屋の名義変更

手続き詳細	期 限
<p>故人が未登記家屋を所有していた場合、未登記家屋の名義変更をしてください。</p> <p>※所有権移転登記が済んでいる方は、税務課への届出は不要です。</p> <p>※所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局でのお手続きをお願いします。</p>	早めに手続きをしてください。
必要なもの	問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 未登記家屋の所有者変更申立書(窓口、市ホームページで配布)<input type="checkbox"/> 相続や売買等の内容が分かる書類(下記のいずれか)<ul style="list-style-type: none">・遺産分割協議書・遺言書・売買契約書・戸籍謄本(故人の出生から死亡まで)	税務課 固定資産税担当 ☎ 048-594-5519 管轄の法務局 さいたま地方法務局 鴻巣出張所 ☎ 048-541-0776

口座振替で納税していた方

手続き 口座振替の廃止・変更

手続き詳細	期 限
<p>故人が口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は、廃止や変更の手続きをしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 故人の口座振替を廃止される場合 個人名義の口座のある金融機関または税務課で、口座振替の廃止の手続きを行ってください。納期限が到来していないものなど未納分の納付がある場合は納付書を送付いたしますので、税務課までお問い合わせください。 ・ 別名義の口座へ変更される場合（併せて廃止手続きが必要な場合があります） <p>市内の金融機関窓口にて口座振替依頼書が備え付けられておりますので、必要事項を記入の上、申し込みをされる金融機関窓口へ直接ご提出ください。</p>	<p>早めに手続きをしてください。</p>
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 預貯金通帳 <input type="checkbox"/> 口座届出印 <input type="checkbox"/> 納税通知書（通知書番号が分かるもの）	<p>税務課 納税担当 ☎ 048-594-5520</p>

現在の納付状況、今後の納付について相談したい方

手続き 納税に関する相談

手続き詳細	期 限
<p>納税義務者が亡くなられた場合は、相続人に納税義務が引き継がれます。個人の納付状況などが不明な場合はご相談ください。</p>	<p>早めにご相談ください。</p>
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人であることが分かる戸籍謄本などの書類	<p>税務課 納税担当 ☎ 048-594-5520</p>

MEMO

8. バイク・小型特殊

原付バイク（125cc以下）、小型特殊自動車（トラクターなど）を所有していた方

手続き 名義変更・廃車の手続き

手続き詳細	期 限
故人の名義の車両を廃車する場合は、標識返納の手続きが、引き続き使用する場合は所有者変更の手続きが必要となります。バイク（125cc超）、軽自動車については、25ページをご確認ください。	早めにご相談ください。
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 標識（ナンバープレート） <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類（運転免許証など） <input type="checkbox"/> 相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本など） <input type="checkbox"/> 相続人以外の方が手続きする場合のみ：相続人からの委任状	税務課 市民税担当 ☎ 048-594-5518

MEMO

9. 障がい福祉

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちだった方

手続き 各種障害者手帳の返納

手続き詳細	期 限
故人が身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちだった場合、手帳を返納してください。	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 故人の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳	障がい福祉課 ☎ 048-594-5535

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、在宅重度心身障害者手当を受給していた方

手続き 資格内容等変更届の提出(未払い分がある場合は各種手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が各種手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となりますので、資格内容変更届の手続きが必要となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要となります。	死亡日から14日以内
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	障がい福祉課 ☎ 048-594-5504

自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院医療)の受給者証をお持ちだった方

手続き 受給者証の返納

手続き詳細	期 限
故人が自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院医療)の受給者証をお持ちだった場合、受給者証を返納してください。	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 故人の自立支援医療受給者証	障がい福祉課 ☎ 048-594-5504

9. 障がい福祉

特別児童扶養手当の受給資格者または支給対象児童だった方

【保護者(受給資格者)が亡くなられた場合】

手続き

特別児童扶養手当受給資格者死亡届の提出、特別児童扶養手当証書の返還(未払い分がある場合は未支払手当請求書の提出、受給資格が他の保護者等になる場合は認定請求書の提出)

手続き詳細	期 限
故人が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格者が変わるようであれば受給者変更の手続きとなります。	死亡日から14日以内
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 故人の特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、受給対象児童名義の振込口座の通帳写し <input type="checkbox"/> 受給資格者が変わる場合は、認定請求者の戸籍謄本、振込口座の通帳の写し	障がい福祉課 ☎ 048-594-5504

【児童が亡くなられた場合】

手続き

特別児童扶養手当資格喪失届の提出、特別児童扶養手当証書の返還

手続き詳細	期 限
故人が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	死亡日から14日以内
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書	障がい福祉課 ☎ 048-594-5504

MEMO

重度心身障害の医療費助成を受けていた方

手続き 資格内容等変更届の提出

手続き詳細	期 限
故人が重度心身障害の医療費助成を受けていた場合、資格内容等変更届の提出が必要となります。	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 重度心身障害者医療費受給資格証 <input type="checkbox"/> 相続人の振込口座のわかるもの	障がい福祉課 ☎ 048-594-5504

埼玉県心身障害者扶養共済制度の加入者または給付対象障害者だった方

手続き 各種請求書の提出

手続き詳細	期 限
故人が埼玉県心身障害者扶養共済制度の加入者または給付対象障害者の場合、それぞれ下記の手続きをしてください。 【故人が加入者であった場合】 ・年金給付保険金支払い請求書の提出 【故人が給付対象障害者であった場合】 ・弔慰金給付保険金支払請求書の提出	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
【年金給付保険金支払い請求書の提出】 <input type="checkbox"/> 死亡診断書 <input type="checkbox"/> 住民票除票 <input type="checkbox"/> 給付対象障害者の住民票 【弔慰金給付保険金支払請求書の提出】 <input type="checkbox"/> 加入者の住民票 <input type="checkbox"/> 給付対象障害者の住民票除票	障がい福祉課 ☎ 048-594-5504

MEMO

10. 子育て支援

児童手当等を受給されていた方

手続き 児童手当の手続き

手続き詳細	期 限
<p>故人が児童手当の受給者または支給対象児童であった場合、それぞれ下記の手続きをしてください。</p> <p>【故人が受給者であった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未支払児童手当請求書（未支払の手当がある場合）の提出 ・新たに認定請求書の提出 <p>【故人が支給対象児童であった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給事由消滅届または額改定届の提出 	<p>【故人が受給者であった場合】 亡くなられた日の翌日から数えて15日以内</p> <p>【故人が支給対象児童であった場合】 速やかに</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>【故人が受給者であった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 請求者の個人番号が分かる書類 <input type="checkbox"/> 請求者名義の通帳など <input type="checkbox"/> その他必要書類（個々の状況による） <input type="checkbox"/> 未支払分を受給する支給対象児童の通帳など（未支払の手当がある場合） 	<p>子育て支援課 ☎ 048-594-5537</p>

こども医療費を受給されていた方

手続き 受給資格証の返却、変更（消滅）届の提出

手続き詳細	期 限
<p>故人がこども医療費の受給者または支給対象児童であった場合、それぞれ下記の手続きをしてください。</p> <p>【故人が受給者であった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更（消滅）届の提出 <p>※未申請の医療費がある場合は、申請を忘れないようご注意ください。</p> <p>【故人が支給対象児童であった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給資格証の返却 	<p>亡くなられた日の翌日から数えて15日以内</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>【故人が受給者であった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 児童の新しい保険証 <input type="checkbox"/> 申請者及び児童の個人番号がわかる書類 <input type="checkbox"/> こども医療費受給資格証 <input type="checkbox"/> 申請者名義の通帳など <p>【故人が支給対象児童であった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> こども医療費受給資格証 	<p>子育て支援課 ☎ 048-594-5537</p>

ひとり親家庭等医療費を受給されていた方

手続き 受給者証の返却、変更（消滅）届の提出

手続き詳細	期 限
<p>故人がひとり親家庭等医療費の受給者または支給対象児童であった場合、下記の手続きをしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給者証の返却 ・変更（消滅）届の提出 <p>※未申請の医療費がある場合は、申請を忘れないようにご注意ください。</p>	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費受給者証	子育て支援課 ☎ 048-594-5537

児童扶養手当を受給されていた方

手続き 児童扶養手当の手続き

手続き詳細	期 限
<p>故人が児童扶養手当の受給者または支給対象児童であった場合、それぞれ下記の手続きをしてください。</p> <p>【故人が受給者であった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給者死亡届・手当請求書の提出 ・証書の返却 <p>【故人が支給対象児童であった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格喪失届または額改定届の提出 	<p>【故人が受給者であった場合】</p> <p>14日以内</p> <p>【故人が支給対象児童であった場合】</p> <p>速やかに</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>【故人が受給者であった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 未支払分を受給する支給対象児童の通帳など <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <p>【故人が支給対象児童であった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <p>※個々の状況により別途書類が必要になる場合があります。</p>	子育て支援課 ☎ 048-594-5537

MEMO

11. ペット (犬)

犬を飼っていた方

手続き 犬の登録事項変更届 (飼い主の変更) の提出

手続き詳細	期 限
故人が犬を飼っていた場合、飼い主変更の手続き (無料) をしてください。 ※他市へ犬の登録を変更する場合は、犬鑑札を持って他市の担当課へ届出をしてください。	30日以内
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 犬が未登録の場合は、犬登録手数料 1 頭につき 3,000 円 ※登録済みの場合は、持ちものは必要ありません。	環境課 ☎ 048-594-5524

12. 農地

農地を相続された方

手続き 相続により農地を取得した旨の届出

手続き詳細	期 限
故人が農地を所有していた場合、相続で新たに所有者になられた方の届出をしてください。 ※市役所での手続きは、法務局での相続登記手続きが済んでからになります。	権利の取得を知った時点からおおむね 10 か月以内
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 相続したことが分かる書類の写し (登記完了後の土地登記事項証明書 など) ※来庁者が相続人と違う世帯の場合は委任状が必要になります。	農業委員会事務局 ☎ 048-594-5533

MEMO

13. その他

デマンドバスの登録をされていた方

手続き 廃止の手続き

手続き詳細	期 限
問い合わせ先の専用電話番号（島田観光バス株式会社）にご連絡願います。（8:00から18:00まで年中無休） ※市役所での手続きは、必要ありません。	なるべく早めに連絡をしてください。
	問い合わせ先 専用電話番号 （島田観光バス株式会社） ☎ 048-592-0033 くらし安全課 ☎ 048-594-5522

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書(社員証など)の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>【必要なもの】 年金請求書、基礎年金番号通知書または年金手帳、マイナンバーカード、戸籍謄本、死亡診断書の写し、請求者本人名義の通帳、その他の書類</p> <p>※亡くなられた方の状況により、その他の書類が必要になる場合があるため、必ず事前にお近くの年金事務所または街角の年金相談センターに確認してください。</p> <p>【手続き先】 お近くの年金事務所または街角の年金相談センター</p> <p>【その他】 要件に該当する場合には、遺族厚生年金の受給者は同時に遺族基礎年金も支給されます。</p>

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。 上尾税務署 ☎ 048-770-1800
事業廃止届出書		
個人事業の開業・廃業など届出書	1ヶ月以内	
給与支払事務所などの開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年3月15日まで	

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

市役所外での手続きチェックリスト (参考)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	主な手続き	問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	運転免許証	返納手続き	鴻巣警察署 ☎ 048-543-0110 埼玉県警察 運転免許センター ☎ 048-543-2001
<input type="checkbox"/>	普通自動車	名義変更、廃車など	埼玉運輸支局 ☎ 050-5540-2026
<input type="checkbox"/>	軽自動車	名義変更、廃車など	軽自動車検査協会 埼玉事務所 ☎ 050-3816-3110
<input type="checkbox"/>	バイク (125cc超)	名義変更、廃車など	埼玉運輸支局 ☎ 050-5540-2026
<input type="checkbox"/>	恩給を受給していた	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
<input type="checkbox"/>	次のいずれかを持っている ・特定医療費 (指定難病) 受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	故人の住所地を管轄する 健康福祉センター (保健 所) へお問い合わせくだ さい。	鴻巣保健所 ☎ 048-541-0249
<input type="checkbox"/>	被爆者健康手帳を持っている		
<input type="checkbox"/>	預貯金口座など	口座凍結解除の手続き	各金融機関
<input type="checkbox"/>	生命保険など	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
<input type="checkbox"/>	損害保険など	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
<input type="checkbox"/>	国税	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 上尾税務署 ☎ 048-770-1800

☑	該当事項	主な手続き	問い合わせ先	
☐	不動産登記	土地・家屋などの所有者 移転 (相続) 登記など	さいたま地方法務局 鴻巣出張所 ☎ 048-541-0776	
☐	クレジットカード	解約	各契約会社	
☐	固定電話、携帯電話	契約継承、解約		
☐	インターネット	名義変更、解約		
☐	電気・ガス			
☐	ケーブルテレビ			
☐	水道			桶川北本水道企業団 ☎ 048-591-2775
☐	NHK 受信料			NHK フリーダイヤル窓口 ☎ 0120-15-1515

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただくから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

MEMO

相続に関する手続きチェックリスト

令和6年4月1日から**不動産の相続登記が義務化**されました。

令和6年4月から、相続による不動産の取得を知ってから3年以内に登記申請をすることが法律で義務付けられました。正当な理由なく申請しない場合には10万円以下の過料が科される可能性があります。

詳細は法務局ホームページをご覧くださいか、司法書士会の「相続登記相談センター」☎0120-13-7832にお問い合わせください。

☑	項目	期日	備考
<input type="checkbox"/>	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」とお申し出ください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。

☑	項目	期 日	備 考
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)	速やかに	共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
☐	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

MEMO

家系図

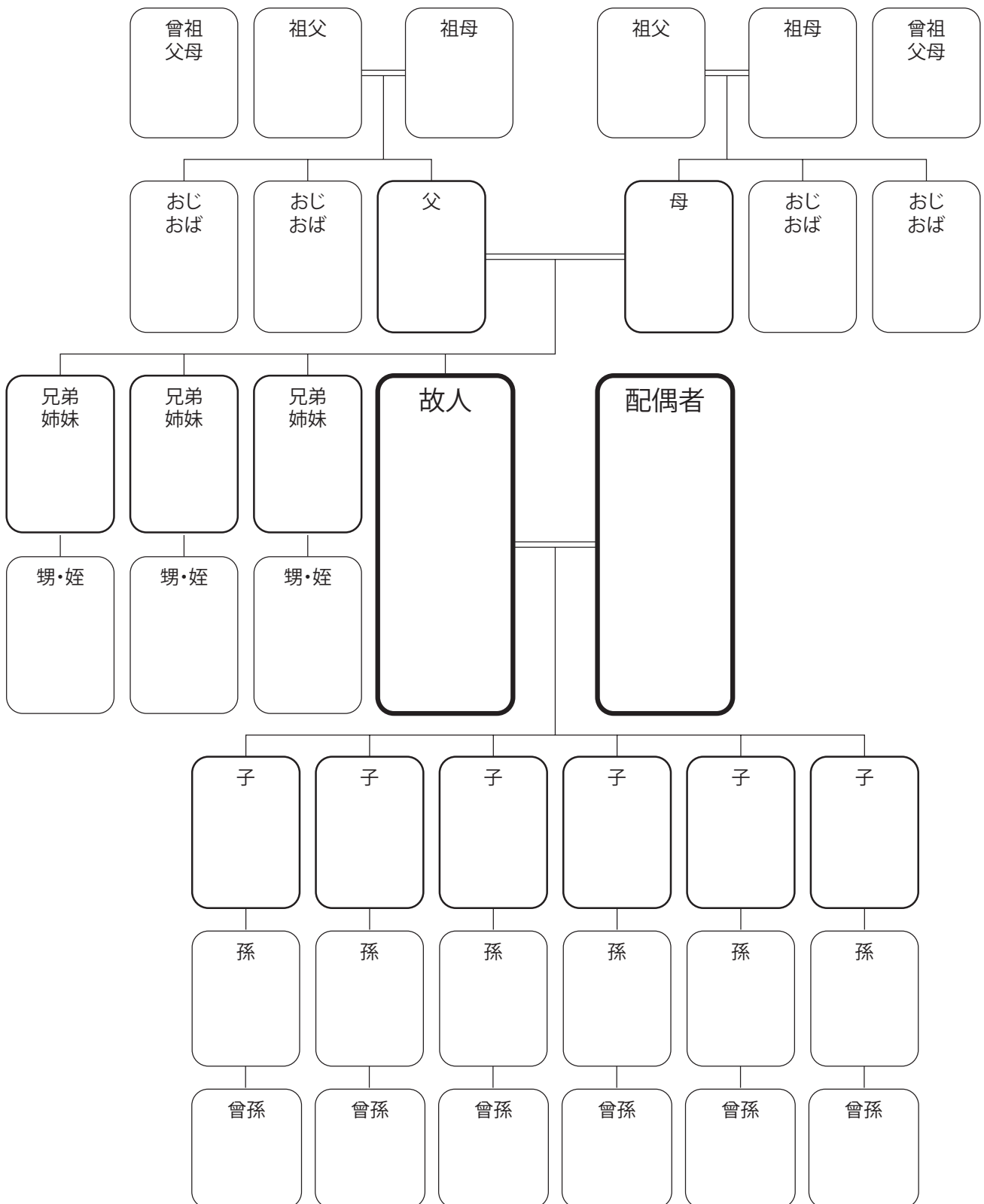
チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

法定相続情報証明制度について

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

あなたの手続きを応援します！

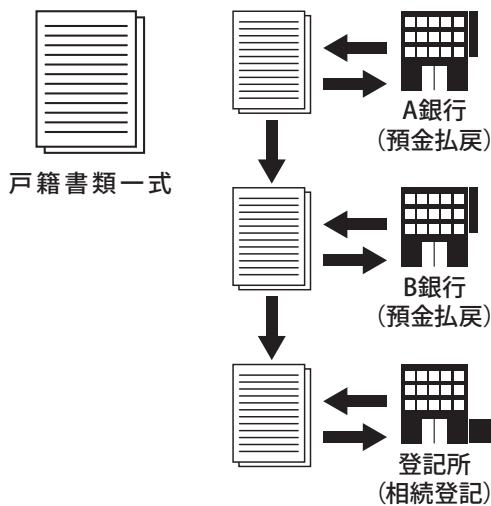
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

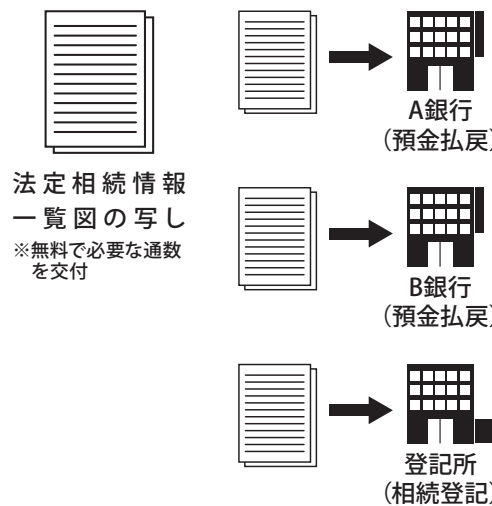
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

- 1.市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

代理人選任届

・委任者本人が1～3を自署し、委任者氏名の後に印鑑を押してください。

令和 年 月 日

1. 【代理人】

住 所

氏 名

生 年 月 日 年 月 日

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任いたします。

2.

上記に記入がない場合は無効になります。必ず委任する事項を書いてください。

(記入例)「北本太郎の本籍・続柄記載の世帯全員の住民票1通の取得に関すること」

「北本花子の続柄記載の個人の住民票2通の取得に関すること」等

注：マイナンバー、住民票コードを記載した住民票の発行につきましては、ご本人確認書類がない、または委任状での請求の場合、当日の発行はできません。

後日、ご本人あてに郵送（簡易書留）いたします。

3. 【委任者】

住 所

氏 名

Ⓜ

生 年 月 日 年 月 日

電 話 番 号

※【代筆者】

住 所

氏 名

Ⓜ

生 年 月 日 年 月 日

代 筆 理 由 _____

※委任者本人が障害等により自署できない場合は、代理人以外の第三者が本人の意思を確認した上で1～3を代筆し、代筆者欄の住所・氏名・生年月日、代筆する理由を記入し、代筆者の印を押すこと。

委任状（代理人選任届）の書き方について

【委任状（代理人選任届）は誰が書くの？】

記入は全て請求者本人です。（代理人が記入したものは無効です。）

委任状は、請求者等の本人が窓口へ直接行くことができないためやむを得ず代理人に依頼することを証明する書類です。

【本人が書けない場合はどうするの？】

代理人以外の第三者に記入をお願いします。

代筆する理由、代筆者の印等もお願いします。

本人が書けない場合とは、あくまでも、本人の意思確認が可能であり「目や手が不自由なため字を書くことができない。」のみです。

※「認知症で書けない」や「入院中で意識がない」など本人の意思確認ができない場合は、委任状を使用することはできません。

【委任する事項】

(例)

- ・北本太郎の本籍・続柄記載の世帯全員の住民票1通の取得に関する事。
- ・北本花子の続柄記載の個人の住民票2通の取得に関する事。
- ・北本太郎の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）1通の取得に関する事。
- ・北本花子の戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）2通の取得に関する事。
- ・北本太郎の出生から死亡までの戸籍謄本各1通の取得に関する事。
- ・北本花子のマイナンバー記載の住民票1通の取得に関する事。
- ・北本太郎の住民票コード記載の住民票2通の取得に関する事。

委任する事項が書いていない委任状は、委任された内容が不明のため無効

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

プラザオオノは40年を迎えます

葬儀

【北本店・桶川店・上尾店】
 会館使用料無料
 祭壇使用料無料
 霊安室完備



事前のお見積りで【安心】を

24時間
365日

 **0120-33-7475**

法要のお手伝いから仏壇・お墓のご案内まで
 葬儀後のアフターフォローも万全です



ギフト

法事・返礼品

内祝・快気祝・御中元・御歳暮
 トロフィー・景品・販促品

心をこめた贈り物
 私達がお手伝いします

プラザオオノ

本社：北本市山中1-115
<http://plaza-oono.com>

相続の手続きで困っていませんか？

手続き全般

何から始めて
よいか
わからない

故人の
銀行口座が
凍結してしまったため
解約したい

相続内容に
借金・管理
できない不動産
があるため、
相続放棄したい

すべて解決します！

遠方に
不動産がある
財産がどこにあるのか
わからないため
手続きが大変

疎遠な
相続人がいて、
連絡が取れない



土地・建物の 名義変更

相続した土地や建物の名義変更のための書類作成、申請の手続き、戸籍の収集をいたします。お住いの場所や不動産の所在地は問いません。

預貯金の解約

預貯金の解約や払い戻しに伴う銀行窓口での手続きや手続きに伴う戸籍の収集などを代行いたします。

遺産調査

遺産がどこにあるのかわからなくても今ある手がかりから調査のお手続きをします。

相続放棄

相続内容に借金や管理できない不動産などがある場合、相続放棄を選択できます。当事務所では相続放棄に関する書類作成や家庭裁判所への手続きを行います。



相談・出張相談 無料

お問い合わせはこちら 受付時間 平日 10:00 ~ 18:00

☎ 048-501-8632

西嶋司法書士事務所 司法書士 西嶋 健一郎

〒365-0047 鴻巣市逆川一丁目2番2号401号室

井上文雄税理士事務所なら
相続の手続等 相談無料の上、対応します。

相続人の調査確定・遺言
 法定相続情報の作成

相続財産の
 概算計算

遺産分割・承継

亡くなった方の
 準確定申告

相続財産の申告

家族信託(民事信託)

市役所の無料税務相談や税理士会の相続税無料相談を担当しています。
 上記の相談では、時間の制約等で思うような相談ができない方でも、
 気楽に、何でも、どんなことでも無料で相談(訪問も可能)を行います。

井上文雄税理士事務所

124307 関東信越税理士会上尾支部(役員)

〒365-0037 鴻巣市人形 2-2-18
 MAIL: inouehumio@yahoo.co.jp
 https://humio-inoue.jimdosite.com/

HPはこちら



☎048-543-6453 <休日も対応> 携帯: 090-4531-5558



おひとりさま・おふたりさまのための

身元保証 生前準備 パック

ひとり暮らし

子どもがない

頼れる身内がない

誰にも迷惑をかけたくない

身元保証人のお引き受けから認知症対策・葬儀・お墓のことまで
 ワンストップでお手伝いします



お一人おひとりのご状況・ご希望に合わせた生前準備パックを
 専門家・専門機関とともにオーダーメイドでご用意します!



ご案内・ご相談からご紹介まで完全無料!



0120-982-219

[受付時間]
 9:00~17:30(年中無休)
 ※年末年始を除く

※「身元保証・生前準備パック」ではお客さまのご要望をお伺いして最適な専門事業者をご紹介します。
 専門事業者とのご契約にあたっては、入会金や月会費が発生する他、入会にあたって審査が必要な場合もございます。
 ※「身元保証・生前準備パック」は株式会社鎌倉新書が運営する「わたしの死後手続き」の別称です。

株式会社 鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階

お問合せ・
 お申し込みフォーム
 はこちら



売却でお悩みの方へ

空き家の維持管理や

庭の状況や不法投棄が気になる

自宅から遠くて管理ができない

いくら税金がかかるかわからない

売却したほうが良いか相談する相手がいない

相続遺品管理に時間がかかっている



その空き家、ご近所に迷惑かけていませんか？

空き家は、そのまま放っておくと家の傷みが進みます。換気・雑草や庭木の手入れ・空き巣・不法侵入・器物破損など問題は山積みです。正直不動産は空き家対策を社会貢献と考えています。リフォーム・リノベーションでの再利用・再活用や、空き家を売却して住み替えのご相談、当社での買取りのご相談も承ります。1級空き家管理士がいる正直不動産にご相談ください。

傷んだお家でも大丈夫！

長年放置した家や雨漏り、家屋損壊、その他事故物件など一般的に難しいと思われる条件でもご対応致します。



相談無料

埼玉県を中心に関東一円対応可能！

埼玉県安心空き家管理サービス事業者として埼玉県「空き家の持ち主応援隊」に登録しました。



株式会社
正直不動産

埼玉県さいたま市中央区新中里5丁目20-9 エーデルハイツ1階 埼玉県知事(1)第24756号

☎048-789-7147

営業時間 10:00~18:00
定休日 水曜日



終活のススメ

提携会社で終活に関するご相談も承っております



▶ 遠距離のお墓参りが大変な方

▶ お墓や納骨堂の跡継ぎがない方

▶ お墓の最終的な処分を考えている方

▶ お墓のことでお子様やお孫さんに迷惑をかけたくない方

▶ どこにどのように納骨していいかわからない方

お墓のお引越・樹木葬・永代供養墓・散骨などのうかつの窓口にご相談ください。

うかつの窓口は【お客様に安心をお届けする】という理念のもと、越谷市にお住まいの方に対して田舎のお墓の引越し代行サービス(行政書士も紹介できます)、お墓の建立、樹木葬、納骨堂、散骨など移転先の紹介を受付ける、納骨相談窓口として2020年2月に店舗をオープンしました。お客様に安心をお届けするお手伝いを致します。お気軽にご相談ください。



うかつの窓口

株式会社 鎌倉 埼玉県越谷市北越谷2丁目3-5
☎048-973-0370

営業時間 10:00~17:00

遠くの親戚より近くの司法書士

相続に関する事柄は、
ご家族様だけではなかなか手続きが困難です。
専門家がお手伝いいたします。

相続登記手続一般

遺産整理業務

遺言書作成業務調整

その他相続関連業務



お気持ちの整理がつかましたら、ご連絡ください。

北本市北本三丁目 177 番地 1

北本駅徒歩 3 分 東口駅前通り

伊藤司法書士事務所

司法書士 伊藤玄一郎

☎ 048-593-2310

FAX : 048-593-2300

営業時間 : 9:00 ~ 18:00 (目安) 定休日 : 土・日・祝日

お く 葬 送 る 心

最後のおもてなし

葬儀後の法要・法事も承っております。

ご相談やお見積もりなど24時間365日受け付けております。
お気軽にお問い合わせください。

葬儀のことなら
セレモ有限会社にお任せください。

さくらさぼと会員
随時募集

セレモ有限会社

霊安室完備

0120-16-5940

〒364-0002 埼玉県北本市宮内 7-179

fax : 048-591-0145 tel : 048-591-2288



WEBでもっと
詳しく確認!!
<https://ceremohall.com/>



ご遺族様の
お悩み
ご相談ください

遺品整理 生前整理 不用品買取

遺品整理

生前整理

特殊清掃

ゴミ屋敷
の清掃

遺品の
買取

お片付け

こんなお悩みございませんか？

- 遠方に住んでいて自分で整理が難しい
- 忙しくて作業時間がない

などなど。

お気軽にお問い合わせください。

☎ **048-768-6654**

(代表)

FAX: 048-768-8712

ロータスサービス

埼玉県蓮田市桜台3-10-7

<https://www.lotus-service.jp/>

古物商許可 埼玉県公安委員会 第431250038218号 / 事件現場特殊清掃士 認定許可 第CS02091
遺品整理士認定第1S02332号 / 産業廃棄物収集運搬業 埼玉県知事 許可番号01100218086号



不動産に関するお手伝い



北本市密着・開業 20 年目の
不動産会社です。

代表高橋は、埼玉県宅建協会
不動産無料相談員歴 19 年

 048-591-7007

Mail info@takahashihomes.co.jp 担当 高橋

ご質問・ご相談はお気軽にお問い合わせください。

高橋ホームズ株式会社

北本市北本1-160【北本駅徒歩3分】

営業時間：9:00～18:00 定休日：水・日・祝日 埼玉県知事（4）第20521号

発行 北本市役所

編集／制作 株式会社鎌倉新書

発行年 2024年5月

